北上川沿岸中田地区土地改良区

水土里ネット なかだ

－広報－

第91号

（令和4年6月1日発行）

令和４年度配水期間
令和４年４月２６日（火）～８月３０日（火）正午

用水休止日

6月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15 休止	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28 大泉のみ休止	29 大泉のみ休止	30 休止		

7月

日	月	火	水	木	金	土
					1 休止	2 休止
3	4	5	6 休止	7 大泉のみ休止	8 大泉のみ休止	9 大泉のみ休止
10 大泉のみ休止	11	12	13 休止	14	15	16
17	18	19	20 休止	21	22	23
24	25	26	27 休止	28	29	30
31						

8月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3 休止	4	5	6
7	8	9	10 休止	11	12	13
14	15	16	17 休止	18	19	20
21	22	23	24 休止	25	26	27
28	29	30 正午まで	31			

【お願い】

○4月、5月は休止日はありません。

○降雨等により用水機場の運転を一時停止する場合がありますのでご了承下さい。

○渇水及び災害等により配水計画が変更となる場合がありますのでご了承ください。

限られた水がまんべんなく行き渡りますよう細やかな水管理と節水にご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ

０２２０-３４-２４２３（事業課）

【編集発行】 北上川沿岸中田地区土地改良区
〒987-0601 宮城県登米市中田町石森字駒牽238-1
TEL0220-34-2423 FAX0220-34-3396
ホームページ http://www.m-net-nakada.com

【地区面積】 4,065ha
【組合員数】 2,949人

ご　あ　い　さ　つ

理事長　千葉武男

組合員皆様には、平素より本土地改良区の業務運営全般に亘り格別なご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

また、行政機関をはじめ関係農業団体各位には、土地改良事業推進に格別のご指導とご高配を賜り衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、本土地改良区の基幹的な農業水利施設は、昭和４７年度から昭和６２年度にかけて実施しました国営中田農業水利事業により造成された施設で、造成から４０年以上経過しており、経年劣化による施設の老朽化が著しく、これまで国営施設応急対策調査を行っておりましたが、用水を集中管理している水管理施設においては、予備品の在庫や機器そのものの製造が終了し、交換部品の調達が困難になるなどの支障を来しており早急に整備する必要がありました。

この度、３月１７日開催の第９５回通常総代会での議決を経て、水管理施設の更新を目的とした国営造成土地改良施設整備事業の着工を関係機関に要望したところです。今後はこの事業の令和５年度着工に向けて東北農政局北上土地改良調査管理事務所のご指導、ご協力を賜りながら手続きを進めて参ります。

また、土地改良区における男女共同参画について、第５次男女共同参画基本計画及び昨年閣議決定された土地改良長期計画で初めて数値目標が定められ、その具体的取組と成果が求められることになりました。これは、土地改良区の理事に占める女性の割合を２０２５年度までに１０％以上にすることとなっており、土地改良区は未だ男性社会のイメージが強く、何かと難しい面もありますが、管内でも女性の農業者の活躍は確実に増してきており、今後の組織運営の在り方について検討を行って参りたいと思います。

新型コロナウイルスの発生から３年目を迎え、農業を取り巻く情勢は、外食需要の落ち込み等により米の消費が大きく減少し、２１年産米の価格は大幅に下落しました。また、ロシアのウクライナ侵攻により国際的な原油高や飼料の高騰に一層の拍車をかけ、厳しさを増すばかりとなっております。土地改良区としても電気料金の値上げや土地改良施設の老朽化、頻発する災害等への対応など課題が山積しておりますが、業務の効率化や補助事業の促進を図り組合員皆様の負担を出来る限り軽減できるよう役職員一体となって取り組んで参ります。

結びに組合員皆様のご健康とご多幸、そして豊穣の秋をご祈念申し上げ、水土里ネットなかだ第９１号発行にあたってのご挨拶とさせていただきます。

第95回通常総代会開催

第95回通常総代会が下記の通り開催されました。

総代会開催にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面議決を中心とした採決が行われ、執行部より提出された全議案が原案のとおり承認可決されました。

◇日　　時　　令和４年３月17日(木)　午前9時30分

◇場　　所　　北上川沿岸中田地区土地改良区大会議室

◇出席者数　　83名(総代現在総数83名中)

※書面議決による出席者78名

◇議　　長　　小野寺牧夫総代(中田町石森選出)

総代会の様子

議決された案件

第1号　　定款の一部変更について

第2号　　利水調整規程の一部改正について

第3号　　規約の一部改正について

第4号　　会計細則の一部改正について

第5号　　財産処分に関する規程の一部改正について

第6号　　令和3年度一般会計補正収支予算専決処分の承認について

第7号　　令和3年度一般会計補正収支予算について

第8号　　国営かんがい排水事業(国営造成土地改良施設整備事業)の着工について

第9号　　令和4年度(第46期生)土地改良施設維持管理適正化事業加入について

第10号　　令和4年度一般会計収支予算について

第11号　　役員報酬並びに費用弁償等について

第12号　　令和4年度賦課金の賦課徴収時期及び方法について

第13号　　令和4年度決済金について

第14号　　一時借入金の最高額について

第15号　　歳計現金の預入先について

令和4年度収支予算の 内 訳

令和４年度予算額　１，０６３，９４３，０００円

収　入

単位：円

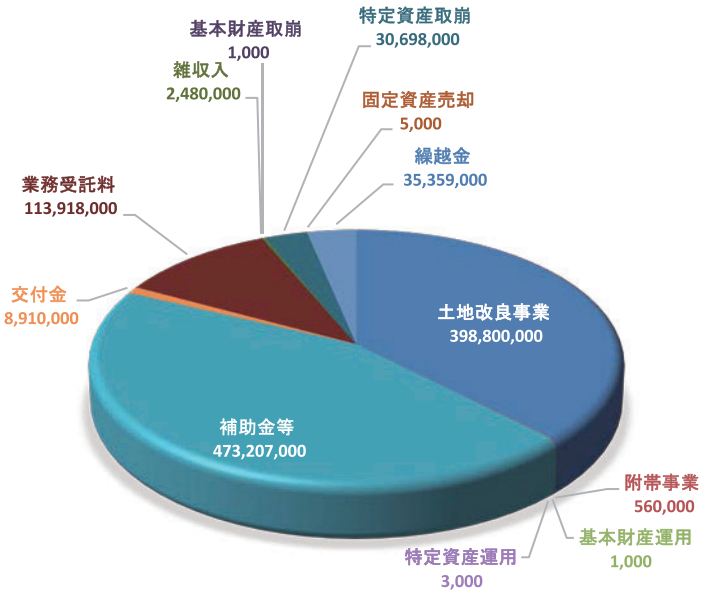

項　目	金　額	主な内容
土地改良事業	398, 800, 000	賦課金収入
附帯事業	560, 000	使用料・負担金
基本財産運用	1, 000	預金利子
特定資産運用	3, 000	預金利子
補助金等	473, 207, 000	事業補助金
交付金	8, 910, 000	事業交付金
寄附金	1, 000	
業務受託料	113, 918, 000	
雑収入	2, 480, 000	過年度未収金 出資配当金等
基本財産取崩	1, 000	
特定資産取崩	30, 698, 000	各種積立金
固定資産売却	5, 000	
前年度繰越金	35, 359, 000	
収入合計	1, 063, 943, 000	

支　出

単位：円

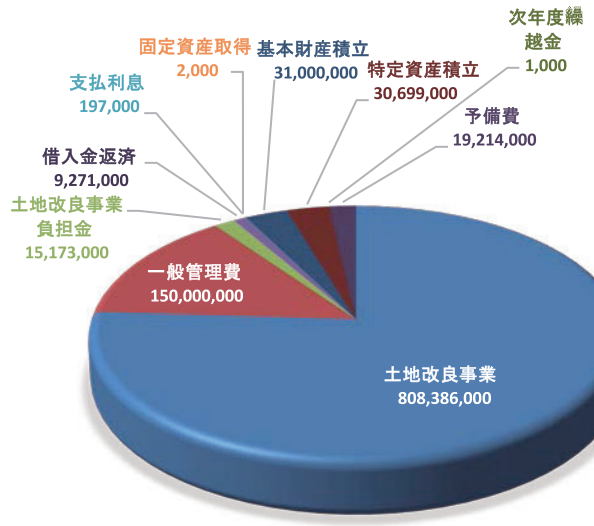

項　目	金　額	主な内容
土地改良事業	808, 386, 000	用排水管理費･各種事業費
一般管理費	150, 000, 000	運営事務費
土地改良事業負担金	15, 173, 000	事業分担金
借入金返済	9, 271, 000	県圃事業償還
支払利息	197, 000	償還利息
固定資産取得	2, 000	
基本財産積立	31, 000, 000	事業積立金
特定資産積立	30, 699, 000	各種積立金
次年度繰越金	1, 000	
予備費	19, 214, 000	
収入合計	1, 063, 943, 000	

令和4年度　賦課金単価

【　経　常　賦　課　金　】

項　目		金額（円）	賦課単価		
			1期	2期	3期
一般経常費	100%地区	3,700円	25%	25%	50%
	65%地区	2,400円	25%	25%	50%
用水経常費		4,000円	100%		
石森排水経常費	100%地区	2,100円			100%
	70%地区	1,500円			100%
五ヶ村排水経常費	100%地区	1,650円			100%
	70%地区	1,150円			100%
農地耕作条件改善事業	森地区	8,000円			100%
	浅水二地区	8,000円			100%

【　特　別　賦　課　金　】圃場整備事業償還金

項　目	金額（円）	賦課単価		
		1期	2期	3期
中田中部地区	1,000円			100%
石森西部地区	2,100円			100%
中田南部地区	1,100円			100%

納　入　期　限　並　び　に　納　入　方　法

【発　行　日】　令和　4　年　6　月　1　日

【納入期限】　1　期　　令和　4　年　6　月３０日　　2　期　　令和　4　年　8　月３１日

3　期　　令和　4　年１０月３１日

【納入方法】　○納入組合員の方は組合の主旨に基づき納入組合長さんを通じて納入して下さい。

○口座振替の方は納期前に通帳残高の確認をお願いします。

【過怠金について】　納期限を過ぎますと過怠金として督促手数料及び延滞金（年8.7%）が加算されます。
また未納が続きますと、法令等に基づき滞納処分が行われる場合がございます。

全国の銀行等で賦課金の口座振替が可能です！

お手続きの際は土地改良区事務所へお越し下さい。

電　話　0220−34−2423（賦課徴収係）

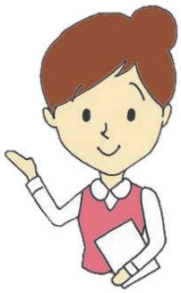

各圃場整備地区の償還終了年度について（予定）

各圃場整備地区の償還終了年度については下記の通りです。繰り上げ償還等により最終償還年度が変更になる場合があります。

地　区　名	最終償還年度	地　区　名	最終償還年度
中田中部地区	令和７年度	中田南部地区	令和８年度
石森西部地区	令和１０年度	新井田南部地区	**終了**（R3年度）

農地転用決済金について

【令和４年度農地転用決済金単価一覧表】

（1,000㎡当

項　　目		決済金単価
用水地区維持管理決済金		51,770円
石森排水地区維持管理決済金	100%地区	37,290円
	70%地区	26,110円
五ヶ村堀排水地区維持管理決済金	100%地区	29,230円
	70%地区	20,470円
中田中部県圃決済金		1,460円
石森西部県圃決済金		4,670円
中田南部県圃決済金		1,620円

★宅地、畑などに転用する時
★公共用地（道路など）で買収された時

① 農地転用通知書の提出

② 地区除外申請書の提出

③ 決済金の納入

これらの手続きが必要となります

土地改良施設は組合員皆さんの大切な財産です！

例年、水路等に刈り草やゴミ等の不法投棄が見受けられます。
処理には多くの経費が費やされますので、絶対にゴミを捨てないよう皆様のご理解とご協力をお願いいたします。
又、不法投棄を発見したときは、土地改良区へご連絡下さい。
※ゴミの不法投棄は犯罪であり、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金など厳しい罰則が設けられています。

用水路へ不法投棄されたゴミ

水難事故防止にご協力を！

毎年、各地で子どもや高齢者の水路での事故が後を絶ちません。

子ども達が水路で遊ばないよう声をかけたり、高齢者のいる家庭では注意喚起を呼びかけたりすることが大切です。

痛ましい事故を防止するため、家庭や地域の方々のお声がけをお願いします。